

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

新任担当者必須！

固定資産税（償却資産）の基礎実務

～減価償却制度の習得と償却資産の調査実務の基本～

<令和7年5月12日(月)・13日(火)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「公平・中立」であるべき租税制度における償却資産把握の体制が市町村によって異なっており、課税の公平性を懸念する声もあります。また、不申告者への適法な対応がなされていないことがあるのではないかと懸念も持たれかねません。

そこで本講座は、担当者の皆様に法人税・所得税の減価償却制度を理解していただき、固定資産税(償却資産の仕組み)の評価と課税を適正かつ公正に行うため、課税客体とは何かについて学びます。また、実地調査のポイントとなる簿記会計の基礎知識、固定資産台帳・決算書の調査方法、償却資産の「把握・補足」、課税漏れ等、実務に即しながらわかりやすく解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

講座の ねらい

- 減価償却とは
- 税務会計上の減価償却資産と償却資産の取扱いの相違について

- 課税客体（償却資産と家屋・土地）の区分について
- 固定資産税（償却資産）の実地調査の充実
- 不申告者への対応について

記

日 時：令和7年5月12日(月) 13:00～17:00
5月13日(火) 9:30～16:30
(12:30から受付)

講 師：税理士 おかわ まさみ
小川 正己氏

参加方法：[会場参加] 日本経営協会内専用教室
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11
(住友不動産新宿南口ビル 13 階)
[オンライン参加] Zoom による Live 配信

参 加 料：会員(1名) 36,300 円(税込)
(負担金) 一般(1名) 39,600 円(税込)

申込方法：本会ホームページから講座名を検索していただき、お申込みください。

- ※令和6年度より、FAXでのお申込みは廃止いたしました。
- ・講座開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
- ・お申込みは5営業日前までお願いいたします。
- ・定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は、本会ホームページからご確認ください。

キャンセル：お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。

会場参加の場合、開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料として申し受けます。オンライン参加の場合は、開催日の5営業日前～当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。

そ の 他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

オンライン参加での留意事項

- ・オンライン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID等をメールにてお知らせいたします。
- ・お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。

お 申 込 み
お 問 合 せ 先



一般社団法人 日本経営協会

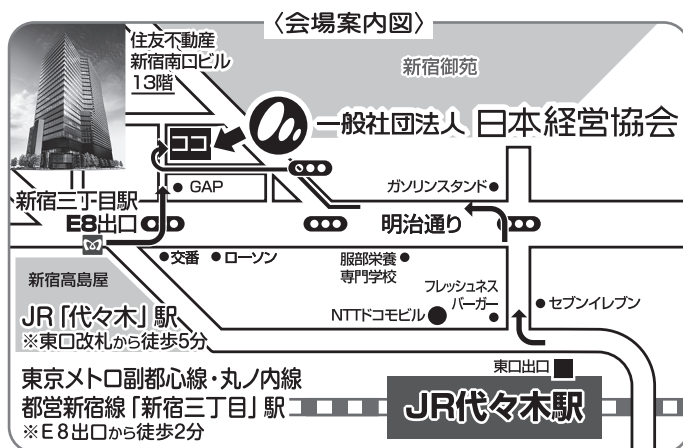
(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)

本部事務局 企画研修グループ

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-31-11

TEL(03)6632-7139

E-mail: tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp



▶プログラム◀

I 初めて学ぶ減価償却制度

第1 減価償却の基本となる決まり

- 1 減価償却とは
- 2 減価償却に関する税務上のルール
- 3 減価償却資産の範囲

第2 取得価額

- 1 取得価額に含まれるもの
- 2 取得価額に含めなくてもよい付随費用
- 3 取得価額により異なる取り扱い

第3 損金経理

- 1 損金経理の要件
- 2 会計上・税務上

第4 減価償却

- 1 償却方法
- 2 事業年度の途中で取得した資産の減価償却
- 3 法定耐用年数
- 4 会計上と税務上の帳票処理
- 5 減価償却費の勘定科目

II 固定資産税（償却資産）の概要

第1 固定資産税としての償却資産

- 1 事業とは
- 2 事業用資産
- 3 固定資産税における償却資産

第2 税務会計上の減価償却資産と固定資産税（償却資産）の相違点

- 1 法人税法等における減価償却資産との相違点
- 2 固定資産税（償却資産）における無形減価償却資産の除外
- 3 固定資産税（償却資産）における繰延資産の除外
- 4 固定資産税の課税客体となるべき償却資産として取り扱わない資産
- 5 法人税、所得税を課されないものが所有する資産

第3 課税客体

- 1 家屋と償却資産の区分
- 2 土地と償却資産の区分

第4 固定資産税（償却資産）の評価と調査

- 1 評価の基本と三要素
- 2 評価の三要素
- 3 評価額の最低限度額

第5 実地調査の概要

- 1 企業・個人事業者の経理担当者への申告指導と固定資産税（償却資産）実地調査の周知
- 2 実地調査計画
- 3 調査対象者の選定

第6 市町村の調査の実行

- 1 未申告事業者の把握調査
- 2 帳簿調査に必要な簿記－帳簿記入（決算整理事項）
- 3 決算書の調査
 - （1）決算書と法人税申告書
 - （2）事業者の調査
 - （3）貸借対照表の調査
 - （4）損益計算書の調査
 - （5）固定資産台帳の内容調査
 - （6）家屋評価担当者との調整
 - （7）法人税申告書、別表の内容
- 4 申告内容確認調査

第7 不申告者への対応

- 1 申告なしの課税（賦課決定）
- 2 注意事項及び確認事項
- 3 事後処理
- 4 調査後の進行管理

持 参 物

電卓

講 師 紹 介

税理士 小川 正己 氏
2005年3月 東京都を退職
同年7月 小川正己税理士事務所を開設

※最新の情報を反映するため、予告なく内容の一部を変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

※令和6年度より、FAXでのお申込は廃止いたしました。
下記URLよりお申込みください。

<https://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx>

NOMA 講座

検索

NOMA
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION